

環境省節電実行計画

平成 23 年 5 月 31 日

(6 月 30 日改訂)

環 境 省

政府の節電実行基本方針（平成 23 年 5 月 13 日、電力需給緊急対策本部決定）に基づき、環境省が自ら実行する具体的な節電対策に関する計画を以下のとおり定める。

1. 基本的考え方

環境省は、地球温暖化防止の観点から、地球温暖化対策推進法に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 19 年 3 月閣議決定）等に基づき、空調温度設定の適正化や照明の減灯等の節電対策に積極的に取り組んできたところであり、この経験を活かし、節電対策と地球温暖化防止対策の両立を前提としつつ、自ら率先して対策を実施する。

2. 実施期間

本実行計画の実施期間は、平成 23 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

本実行計画に掲げる節電対策の効果を実証するため、実施期間前に試行を行うこととし、具体的取組や電力量の数字についても、今後の精査により変更することがありうるものとする。

3. 対象需要設備

本実行計画の対象となる需要設備は、東京電力管内及び東北電力管内に所在する需要設備であって、別表 1 に掲げるものとする。

対象となる需要設備は、契約電力量の規模等に応じて以下のとおり A から C まで分類する。

- ① 区分 A：大口需要設備（500kW 以上）及び大口需要設備（500kW 以上）の一部としての需要設備
- ② 区分 B：小口需要設備（50kW 以上 500kW 未満）及び小口需要設備（50kW 以上 500kW 未満）の一部としての需要設備
- ③ 区分 C：小口需要設備（50kW 未満）及び小口需要設備（50kW 未満）の一部としての需要設備並びに電灯

4. 目標

3. の区分毎に、原則、以下の目標値で電力使用を抑制し、使用制限期間・時間帯（注1）を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。個々の施設の目標値については、別表1のとおりとする。これにより、環境省の需要設備の基準電力値（注2）の総合計（注3）に対し、**25%を超える抑制**を目指す。

なお、これらの目標により、対象需要設備毎に、使用制限期間・時間帯における使用最大電力を基準電力値に比して**15%以上抑制**する政府目標を達成するものとする。

- ① 区分A：環境省本省が入居する合同庁舎5号館については、対象需要設備のうち最も電力使用が大きいことから、管理官署である厚生労働省と協力し、**25%を超える抑制**を目標とする。

それ以外の施設は、大口需要設備の一部としての需要設備であることから、抑制目標としては当該設備の目標に準じることとするが、各施設において可能な限りの対策を行うことを、計画した節電行動の実施状況を確認する方式（チェックリスト方式）にて評価することとする。

- ② 区分B：小口需要設備（50kW以上500kW未満）については、原則、**各施設での25%を超える抑制**を目標とする。

小口需要設備の一部としての需要設備については、抑制目標としては当該小口需要設備の目標に準じることとするが、各施設において可能な限りの対策を行うことを、チェックリスト方式にて評価することとする。

また、使用電力で評価することが適当でない施設についても、チェックリスト方式にて評価することとする。

- ③ 区分C：小口需要設備（50kW未満）及び電灯については、月間の使用電力量で、原則、各施設での**25%の抑制**を目標とする。

小口需要設備の一部としての需要設備、対策を使用電力量で評価することが適当でない施設においては、チェックリスト方式で評価することとする。

また、防犯や公衆衛生上の観点で支障のある電力使用量の小さい街灯やトイレ等、離島の施設及び電力使用量が極めて小さく節減の余地の少ない設備については、適用除外とする。

注1：平成23年7月から9月（平日）の9時から20時

注2：原則、昨年の同期間・時間帯の1時間単位の最大使用電力（kW）とするが、区分Cについては月間の使用電力量（kWh）で代替する。

需要設備の一部としての設備（いわゆるテナント）における基準電力値は、基本的に、施設全体の使用最大電力をテナント部分の延床面積の割合で按分した値とする。なお、環境省本省の基準電力値については、別紙1の通り推計することとする。

注3：区分A及び区分Bの最大使用電力の合計値並びに区分Cの月間の使用電力量（kWh）の合計値。

5. 節電に係る具体的取組

【環境省本省（中央合同庁舎5号館内）における取組】

環境省本省についての目標の内訳については、表1のとおりである。共同部分の使用電力量が約3/4を占めるため、管理官署である厚生労働省と協力し、照明及びコンセント等に係る電力使用を可能な限り抑制した上で、それでもなお抑制が必要な分については、ピーク時の主たる用途である冷房に係る電力使用を抑制するほか、就業形態の工夫等により25%を超える抑制を目指す。

特に、環境省で管理するフロアでの照明及びコンセント等（環境省管理電力）に係る電力使用の抑制分は、約5割削減を目標とする。

表1 環境省本省の電力使用目標

	基準電力値 (kW)	目標電力値 (kW)	削減量 (kW)	削減割合
照明	226	112	114	51%
OA・コンセント・LAN 機器				
給排気	19	19	0	0%
冷暖房	324	239	85	26%
エレベーター	47	23	24	50%
その他	200	192	8	4%
全体	815	584	230	28%

※基準電力値及び目標電力値については、5号館全体の計画策定に伴い、変わりうる。また、本内訳は、5号館の運用における目安であり、全体の使用電力が目標電力値を超えないように運用することとする。

本省における具体的な取組とその削減見込みは以下のとおりであるが、試行、実施段階でも随時対策の追加や見直しを検討していくこととする。

対象分野	対策	削減見込み量
(1) 照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ LED 手元照明を導入し、原則日中は蛍光灯を消灯 ・ 廊下の蛍光灯の消灯又は間引き 	53kW
(2) OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンに電源自動制御ソフトの導入 ・ パソコンの輝度調節 ・ 半分以上のプリンタ、コピー機の使用停止 ・ 会議資料や報道発表資料の印刷削減など、印刷枚数についても削減 ・ 可能なものから段階的にサーバーを停止 ・ ルーターを省エネ型に更新 	40kW

<p><u>(3) 冷房等</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早朝に冷房機を稼働し、執務室を冷却することでピーク時間帯の冷房需要を抑制（5号館全体） ・ 環境省として、以下のような取組により、冷房需要の削減に貢献 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 二重窓等の導入、ブラインド活用等の断熱化 ✓ 扇風機やファンによる空気循環の促進の上、体感温度の低減 ✓ スーパークールビズ（ポロシャツの奨励、ノー上着の徹底、冷涼グッズの活用）の実施 ✓ 風が通りやすいよう執務室のレイアウト等を工夫 	<p>5号館の冷房削減に貢献</p>
<p><u>(4) その他の機器</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気ポット及び電子レンジの不使用、自動販売機の撤去 ・ 執務室の冷蔵庫の半数停止とともに水筒・マイボトルの持参の励行 ・ 高層用エレベーターの間引き運転 ・ 出退庁表示器の停止 	<p>10kW</p>
<p><u>(5) 就業形態の工夫等</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日の輪番休業と土曜日出勤について試行の上検討 ・ 業務時間のシフトや昼休みの分散の実施 ・ テレワークを活用した自宅勤務の推奨（土曜日に出勤できない職員による積極活用等） 	<p>環境省管理電力の約1～2割</p>
<p><u>上記の取組を着実に実施するための方策</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ リアルタイムの電力使用状況及び前日の電力使用実績を「見える化」し、節電のモチベーションを向上 ・ 職員の家庭における「うちエコ」や「CO2 みえ～るツール」等の実践により、職員の節電意識を一層向上 	<p>—</p>

※削減見込み量は想定値であり、実際には、使用状況等によって変わる場合がある。

なお、上記の取組の実施に当たっては、以下の点に留意することが必要である。

- ・ 取組の結果として家庭等の電力使用が増加し、総体として使用電力が増加することがないように配慮しなければならない。
- ・ とりわけ就業形態の工夫等により、震災対応等の危機管理や関係者等（国会、関係省庁、民間企業等）の業務に支障が生じないように配慮するとともに、関係者等に対しては、上記のような環境省の取組について事前に説明を行い、理解を得る必要がある。また、全省的な就業曜日や就業時間のシフト等に関しては、子育て中の職員や介護等特段の事情を有する職員に対して、柔軟な対応を行うこととする。
- ・ 上記の取組と並行して、職員に対し熱中症の予防・対策について周知し、個人による熱中症予防を促進する。また、職員の健康状態等を把握し、熱中症とならないよう十分に配慮するとともに、熱中症になった職員については適切な措置を講じることが必要である。

【その他の需要設備における取組】

支分部局や附属施設においても、執務室やビジターセンターなどの来客スペースにおいて、環境省本省における取組と同様の取組を、可能な範囲で実施する。

さらに、個別の施設の電力需要の特徴に応じて、以下のような対策を実施。

- 噴水、流水設備等は原則稼働停止
- 夏期の研修等の対象期間外へのシフト
- 太陽光発電設備の設置
- 主要な設備の運用日をずらすことによるピーク負荷の平準化
- 街灯やトイレ施設の間引き運用

主な施設における個別の対策については、別表1の通り。

6. 進捗管理の実施

環境省に、事務次官を本部長とする環境省節電対策本部（以下「省内本部」という。）を設置する。

節電対策の効果を実証するため、実施期間の前に試行を行い、省内本部において、具体的な取組の実施要領を定めることとする。

各需要設備に節電担当責任者を置くとともに、省内本部において節電対策の取組状況を確認・評価し、本実行計画の進捗を管理する。

実施期間後には、本実行計画に基づく節電対策による結果と目標の達成状況について内外に公表するとともに、民間に対して広く情報を提供することとする。

(別表1)

① 区分A

(1) 東京電力管内

a) 大口需要設備 (500kW以上) の一部としての需要設備

施設名	H22契約電力 (kW)	基準電力値 (kW)	目標値 (kW)	削減量 (kW)	削減率 (%)	削減方針
環境省本省 (中央合同庁舎5号館内)	1,004	806	577	229	28%	・執務室の節電
中央合同庁舎4号館 (環境省分)	15	14	12	2.1	15%	・執務室の節電※
関東地方環境事務所	33	33	28	5.0	15%	・執務室の節電※
環境パートナーシップオフィス	5.3	5	4.2	0.73	15%	・執務室の節電※
地球環境パートナーシッププラザ	13	13	11	1.9	15%	・執務室の節電※
成田自然保護官事務所	-	1	0.84	0.15	15%	・執務室の節電※

※テナントの削減率は、施設の目標に準拠することとするが、現時点では各施設の数値は決定されておらず、15%としている。また、環境省本省以外の各施設における対策の実施状況についてはチェックリスト方式で評価するものとする。

(2) 東北電力管内

a) 大口需要設備 (500kW以上) の一部としての需要設備

施設名	H22契約電力 (kW)	基準電力値 (kW)	目標値 (kW)	削減量 (kW)	削減率 (%)	削減方針
新潟事務所	-	6.2	5.2	0.92	15%	・執務室の節電※
青森自然保護官事務所	7	6.5	5.6	0.98	15%	・執務室の節電※

※テナントの削減率は、施設の目標に準拠することとするが、現時点では各施設の数値は決定されておらず、15%としている。また、各施設における対策の実施状況についてはチェックリスト方式で評価するものとする。

② 区分B

(1) 東京電力管内

a) 小口需要設備 (50kW以上500kW未満)

施設名	H22契約電力 (kW)	基準電力値 (kW)	目標値 (kW)	削減量 (kW)	削減率 (%)	削減方針
生物多様性センター	182	166	123	43	26%	・執務室の節電 ・冷房設備の節電 ・サーバーの移設
皇居外苑 和田倉地区	253	248	124	124	50%	・噴水の停止
皇居外苑 北の丸地区	87	81	57	24	30%	・執務室の節電 ・ポンプ等の節電
新宿御苑①	223	167	132	36	21%	・執務室、来客施設における照明、OA機器等の節電
新宿御苑②	65	65	48	17	26%	・執務室、来客施設における照明、OA機器等の節電
田貫湖ふれあい自然塾※	157	-	-	-	-	・照明等の削減 ・節電の呼びかけ等

※国民休暇村の宿泊施設が主であり、電力需要の使用時間帯の変化が困難かつ最大使用電力が対象時間帯外になるため、チェックリスト方式にて評価する。

b) 共同実施スキーム

施設名	H22契約電力 (kW)	基準電力値 (kW)	目標値 (kW)	削減量 (kW)	削減率 (%)	削減方針
環境調査研修所	271	271	201	70	26%	・夏期における研修を原則、対象期間外にシフト ・執務室における節電
皇居外苑 楠公・馬場先地区	396	396	238	158	40%	・新規設置の太陽光発電 (136kW) 稼働 ・執務室における節電 ・浄化施設の夜間稼働へのシフト
2施設合計値	667	667	388	279	42%	・環境調査研究所で対象期間に研修のある5日間は、皇居外苑 楠公・馬場先地区の浄化施設を使用しないことにより、2施設合計での追加的なピーク電力抑制を実施

c) 小口需要設備 (50kW以上500kW未満) の一部としての需要設備

施設名	H22契約電力 (kW)	基準電力値 (kW)	目標値 (kW)	削減量 (kW)	削減率 (%)	削減方針
下田自然保護官事務所	41	32	27	4.8	15%	・執務室の節電※
沼津自然保護官事務所	-	5	4.3	0.75	15%	・執務室の節電※

※テナントの削減率は、施設の目標に準拠することとするが、現時点では各施設の数値は決定されておらず、15%としている。また、各施設における対策の実施状況についてはチェックリスト方式で評価するものとする。

(2) 東北電力管内

a) 小口需要設備 (50kW以上500kW未満)

施設名	H22契約電力 (kW)	基準電力値 (kWh)	目標値 (kWh)	削減量 (kWh)	削減率 (%)	削減方針
網張ビジターセンター	58	3,282	2,462	821	25%	・執務室の節電 ・展示スペースの照明の削減

※本施設の主な用途は冬の暖房設備であり、夏期の最大使用電力11kWと小さいため、夏期の対策を当該使用電力を基に評価することは誤差も含めて困難であり、電力量によって評価することとする。

c) 小口需要設備（50kW以上500kW未満）の一部としての需要設備

施設名	H22契約電力 (kW)	基準電力値 (kW)	目標値 (kW)	削減量 (kW)	削減率 (%)	削減方針
東北地方環境事務所（仙台自然保護官事務所）	24	12	10	1.8	15%	・執務室の節電※
盛岡自然保護官事務所	2.0	2.0	1.7	0.3	15%	・執務室の節電※

※テナントの削減率は、施設の目標に準拠することとするが、現時点では各施設の数値は決定されておらず、15%としている。また、各施設における対策の実施状況についてはチェックリスト方式で評価するものとする。

③ 区分C

(1) 東京電力管内

a) 小口需要設備 (50kW未満) 並びに電灯

施設名	H22契約電力 (kW)	基準電力量 (kWh)	目標量 (kWh)	削減量 (kWh)	削減率 (%)	削減方針
尾瀬ビジターセンター②※1	4	356	-	-	-	・使用時間を夜間にするを徹底。
日光自然保護官事務所⑤ (羽田沼井戸揚水機) ※2	13	6,632	4,974	1,658	25%	・揚水機を原則今年の75%以下の稼働に制限する。
片品自然保護官事務所	6kVA	354	266	89	25%	・執務室の節電
新宿御苑③ (千駄ヶ谷発券所、千駄ヶ谷休憩所等)	15A	1,065	799	266	25%	・執務室等の節電
奥多摩自然保護官事務所	50A	155	116	39	25%	・執務室の節電

※1 深夜電力のみ利用する温水器のため、最大使用電力の抑制対策を使用電力量で評価することは適当でなく、チェックリスト方式で評価するものとする。

※2 温水器のための揚水機のため、最大使用電力の抑制対策を使用電力量で評価することが適当でなく、チェックリスト方式で評価するものとする。ただし、温水で当該地の水性生物が生息不可能となる恐れが生じた場合には、緊急的に稼働が必要と認められる需要設備として、使用する。

b) 共同実施スキーム

施設名	H22契約電力 (kW)	基準電力量 (kWh)	目標量 (kWh)	削減量 (kWh)	削減率 (%)	削減方針
共同実施スキーム① (尾瀬スキーム)						
尾瀬ビジターセンター①	31	5,285	4,154	1,385	25%	・執務室の節電 ・展示スペースの照明の削減 ・映像設備の使用抑制
尾瀬ビジターセンター③	40A	253				
2施設合計値		5,538				
共同実施スキーム② (箱根スキーム)						
箱根ビジターセンター①	11	2,336	4,020	1,340	25%	・執務室の節電 ・展示スペースの照明の削減
箱根ビジターセンター②	35kVA	2,357				
箱根自然環境事務所	10kVA	667				
3施設合計値		5,360				
共同実施スキーム③ (日光スキーム)						
日光自然環境事務所	11kVA	494	3,899	1,300	25%	・執務室の節電 ・展示スペースの照明の削減
日光自然保護官事務所① (日光湯元ビジターセンター)	30kVA	3,688				
日光自然保護官事務所② (日光湯元ボランティアハウス)	40A	105				
日光自然保護官事務所⑥ (光徳公衆トイレ電灯)	10kVA	593				
日光自然保護官事務所⑧ (湯元第一駐車場内公衆トイレ)	16kVA	318				
5施設合計値		5,198				
共同実施スキーム④ (水鳥救護センタースキーム)						
水鳥救護研修センター①	21	653	1,179	393	25%	・夏期の研修の原則不実施 ・執務室の節電
水鳥救護研修センター②	20kVA	919				
2施設合計値		1,572				
共同実施スキーム⑤ (皇居外苑スキーム)						
皇居外苑 浄化施設桜田中継設備	42	7,339	5,552	1,851	25%	・ポンプ利用等の抑制
皇居外苑 皇居前広場地区 (ポンプ室、トイレ)	6	63				
2施設合計値		7,402				
共同実施スキーム⑥ (千鳥ヶ淵戦没者墓苑スキーム)						
千鳥ヶ淵戦没者墓苑 (管理事務所、本屋、トイレ等)	13kVA	1,262	1,924	641	25%	・執務室の節電 ・照明の間引き
千鳥ヶ淵戦没者墓苑 (休憩所)	9kVA	1,303				
2施設合計値		2,565				

c) 小口需要設備 (50kW未満) の一部としての需要設備

施設名	H22契約電力 (kW)	基準電力量 (kWh)	目標量 (kWh)	削減量 (kWh)	削減率 (%)	削減方針
南アルプス自然保護官事務所	-	2	-	-	-	・執務室の節電
那須自然保護官事務所	-	4	-	-	-	・執務室の節電

※テナントの削減率は、施設の目標に準拠することとするが、小規模のオフィスにおいて最大使用電力の抑制対策を電力量で評価するのは困難であり、チェックリスト方式で評価するものとする。

(2) 東北電力管内
a) 小口需要設備 (50kW未満) 並びに電灯

施設名	H22契約電力 (kW)	基準電力量 (kWh)	目標量 (kWh)	削減量 (kWh)	削減率 (%)	削減方針
月山ビジターセンター	16	3,166	2,375	792	25%	・執務室の節電 ・展示施設の照明の削減
大船渡自然保護官事務所	30A	311	233	78	25%	・執務室の節電 ・外部照明等の抑制
下北西部鳥獣保護区管理舎	30A	223	167	56	25%	・執務室の節電
森吉山野生鳥獣センター	-	1,710	1,283	428	25%	・執務室の節電
宮古自然保護官事務所	40A	238	179	60	25%	・執務室の節電
妙高高原自然保護官事務所	20A	116	87	29	25%	・執務室の節電
羽黒自然保護官事務所	40A	180	135	45	25%	・執務室の節電
藤里自然保護官事務所 (世界遺産センター分含む)	46	2,900	2,175	725	25%	・執務室の節電
休屋休憩所	9kVA	198	149	50	25%	・照明の間引き
八幡平ビジターセンター博物施設②	32kVA	3,139	2,354	785	25%	・執務室等の節電
大湯草原鳥獣保護区管理施設	30A	105	79	26	25%	・執務室等の節電
小湊鳥獣保護区観察舎 (白鳥観察所)	50A	218	164	55	25%	・対象期間の施設の閉鎖
鹿角自然保護官事務所	40A	325	244	81	25%	・執務室の節電
西目屋自然保護官事務所 (世界遺産センター分含む)	-	553	415	138	25%	・執務室の節電
鳥海南麓自然保護官事務所 (猛禽類保護センター分含む)	26	3,409	2,557	852	25%	・執務室等の節電

b) 共同実施スキーム

施設名	H22契約電力 (kW)	基準電力量 (kWh)	目標量 (kWh)	削減量 (kWh)	削減率 (%)	削減方針
共同実施スキーム① (酸ヶ湯スキーム)						
酸ヶ湯キャンプ場①	15	811	/	/	/	・屋間の照明の不使用と夜間の照明の間引き ・電気調理器具等の使用の禁止
酸ヶ湯集団施設内駐車場①	12	1,624				
酸ヶ湯キャンプ場②	21kVA	693				
荒川南荒川山酸ヶ湯集団施設内駐車場②	22kVA	1,825				
4施設合計値		4,953				
共同実施スキーム② (八幡平スキーム)						
博物施設 (八幡平V C) ①	8	679	/	/	/	・照明の間引き ・執務室の節電
八幡平宇大沼1 (後生掛野営場)	8	849				
2施設合計値		1,528				
共同実施スキーム③ (浄土ヶ浜スキーム)						
浄土ヶ浜ビジターセンター①	35	4,658	/	/	/	・施設の利用期間等の制限 ・映像機器等の使用抑制 ・エレベーターの不使用
浄土ヶ浜ビジターセンター②	8	282				
2施設合計値		4,940				
共同実施スキーム④ (十和田湖スキーム)						
十和田自然保護官事務所①、②、③	8	681	/	/	/	・執務室の節電 ・施設の利用期間等の制限 ・照明の間引き
十和田湖字生出無番地	20A	377				
十和田湖字休平67	20A	74				
十和田ビジターセンター1階	12kVA	1,919				
6施設合計値		3,051				
共同実施スキーム⑤ (裏磐梯スキーム)						
裏磐梯ビジターセンター①	19	1,254	/	/	/	・執務室の節電 ・照明の間引き
裏磐梯ビジターセンター②	27kVA	2,963				
裏磐梯自然保護官事務所	30A	188				
3施設合計値		4,405				
共同実施スキーム⑥ (乳頭野営場スキーム)						
乳頭野営場①	2	12	/	/	/	・照明の間引き
乳頭野営場②	60A	482				
2施設合計値		494				
共同実施スキーム⑦ (佐潟水鳥・湿地センタースキーム)						
佐潟水鳥・湿地センター①	24	2,223	/	/	/	・執務室の節電
佐潟水鳥・湿地センター②	20	138				
佐潟水鳥・湿地センター③	25	761				
3施設合計値		3,122				

(別紙 1)

環境省本省の基準電力値の推計について

1. 経緯

環境省は、地球温暖化防止の観点から、空調温度設定の適正化や照明の減灯等の節電対策に積極的に取り組んできており、今回の節電に当たり、5号館共通としての対策に加えて、環境省の管理範囲において可能な限りの省エネ対策を行うため、環境省独自の効果を測定するためには、実測に基づき効果を評価することとする。

2. 推計方法及び推計結果

1) 環境省本省の施設構成

環境省本省は、中央合同庁舎5号館の23～26階と22階、19階の一部に入居している。19階及び22階は、主に会議室やサーバー室と一部の執務室で構成されている。これまで、ISO14001の目標を適正に効果測定する観点から、23～26階においては、フロア単位での電力量計によって月単位の電力量を管理してきたところである。

2) 環境省電力値の構成

- ① 環境省本省が入居する中央合同庁舎5号館の電力内訳のうち、環境省管理下の照明及びOA・コンセント・LAN機器（以下、「環境省管理電力」と言う。）については、電力値を実測し、それをを用いることとする。
- ② 環境省管理電力以外の電力については、5号館の使用電力を延床面積の割合で按分し、①の実測値と合わせて、環境省の電力値とする。空調やエレベータの使用の抑制など、環境省管理電力以外に寄与する環境省の対策もあるが、5号館全体の使用量の削減に対する間接的な貢献として、評価することとなる。

3) 基準電力値の推計

- ① ピーク時の環境省管理電力を再現するように、環境省の専用部分で電力を使用し、23～26階の使用電力について、電力量計を基に測定。その結果、1時間当たり23～26階の使用電力を173kWと推計した。その後、電力量をリアルタイムで測定し、各フロアにおける空調のファンコイルの分を推計し直し、その効果は約8kWと推計した。
- ② ①を基に、19階及び22階の電力値を、面積に比例して推計した。(20.4kW)
- ③ 22階にあるサーバー室の主要電力であるサーバーの定格電力値(19.75kW)と

サーバー室用の空調の定格電力値 (3.66kW) を加算する。

- ④ 環境省管理電力以外の電力については、昨年8月31日の5号館のピーク電力値を延床面積の割合によって按分し、加算。

以上の考え方で推計した値 (削減基準電力量) は、次の通りである。

	電力消費量 (kW)
23~26 階	181.0
照明	104.1
コンセント	69.1
ファンコイル	7.8
19,22 階	21.3
サーバー	19.8
サーバー室のエアコン	3.7
環境省管理電力以外の電力	593
合計	814.8